

# 事故が発生したときの手続き

①協働のまちづくり課へ報告 \* 事故発生から 30 日以内に報告がない場合は、  
保険金が支払われないことがあります。



(保険会社の調査)

保険の対象になる事故の場合、保険会社から保険金請求書類が直接負傷者【傷害事故】または報告者【賠償責任事故】に送られます。

\* 調査の結果、保険が適用されない場合、主催団体(報告者)へ連絡します。



②保険金の請求

負傷者または報告者から直接保険会社へ書類を提出してください。



(保険金の支払い) 保険会社から請求者へ支払われます。

①協働のまちづくり課へ報告

協働のまちづくり課へ事故発生報告書等を提出してください。

\* 報告書は、主催団体の代表者が作成

提出先:協働のまちづくり課

提出時期:事故発生日から3週間以内

提出物

- ・ 事故発生報告書(第3条関係)
- ・ 活動内容が把握できる書類(事業計画書, 要綱, ちらし等)
- ・ 当日の指導者等及び参加者の名簿

\*賠償責任事故の場合は、事故発生状況が説明できる資料  
(現場写真など)

《賠償責任事故の場合》

- ・ 人にケガをさせてしまった場合などはその人の名前・住所・連絡先が必要です。
- ・ 物を壊してしまった場合などはその所有者の名前・住所・連絡先、現場写真などが必要です。

※相手方と示談するときは？

必ず協働のまちづくり課に事前に相談してください。

相談なく示談したときは保険金が支払われないことがあります。



調査の結果、保険が適用されない場合もあります。

②保険金の請求

保険会社から送付された書類に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

手続きが完了後、保険会社から保険金が支払われます。

提出先:保険会社

提出時期:【傷害事故】支給に必要な事柄のすべてが確定した後  
(入院・通院保険金は、すべての治療が完了した後)

【賠償責任事故】損害賠償責任にかかる法律的な解決を終えた後

提出物

- ・ 請求書
- ・ 診断書(保険金額が10万円を超える場合)
- ・ その他保険会社が求める書類